

# くまもとブライダル協議会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、くまもとブライダル協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を熊本市南区田井島1-2-1〔ブライダルカウンタートウエルブ内〕に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、熊本県内においてブライダル事業を営む法人及び個人並びに関連事業者で組織し、顧客や地域社会に対する倫理観を持ち、「儀礼文化」の大切さを理解し、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から安全な結婚式の実施を通じて新しいブライダル文化及びブライダル産業の振興発展を目的とする。

2 本協議会は、前項の目的に資するため次の事業を行う。

- (1) ブライダル文化及びブライダル産業の振興を通じて日本人の倫理観の高揚と儀礼文化の発揚、さらには熊本県の地域経済の活性化を図るための事業。
- (2) ブライダル文化及びブライダル産業の振興発展に貢献する調査研究、情報収集、広報啓発、研修会等の開催、業界の人材育成、モデル事業等の企画実施、異業種交流の促進、各種イベントの開催等に関する事業
- (3) 国並びに熊本県及び市町村の人口減少対策、少子化対策の推進、商業振興及び観光振興等の関する諸課題の解決に貢献する事業。
- (4) ブライダル文化及びブライダル産業の振興を通じて地域経済の活性化や地域の賑わいの創出に貢献する事業
- (5) ブライダル文化及びブライダル産業の振興発展を通じて地域の雇用の確保特に若者の就業機会の確保に貢献する事業
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策に積極的に取り組みブライダル産業全体の信頼性やブライダルイベントの安全性向上に取り組むための事業
- (7) ブライダル産業に関係する全ての団体及び個人との総合交流の促進、ボランティア活動及び国内外に対するブライダル文化の発信事業
- (8) その他、前各号に関連する付帯事業

## 第2章 会員

(会員資格)

第4条 本協議会の会員は、第3条に定める本会の目的に賛同する者をもって会員とする。なお、会員の種別については、次項以下に定めるとおりとする。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同する挙式会場及び披露宴会場を有する法人とする。
- 3 準会員は、本会の目的に賛同するブライダル事業に直接携わる法人及び個人とする。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛同する前2項以外の者とする。
- 5 特別会員は、本会の目的に賛同する者の内、本会から会員となることを要請した

者とする。

(入会)

第5条 本会の会員になるためには、別に定める入会申込書を会長に提出し、会長が運営委員会に諮って、その承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、第4条第5項に定める賛助会員及び特別会員を除き、次に定める年会費を納めなければならない。

2 年会費 正会員1万円、準会員5千円

3 年度途中の入会に際しても年会費は全額支払う必要があり、年度途中の退会にかかる年会費の返還はしないこととする。

(退会)

第7条 会員が本会を退会しようとする時は、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。但し、次の各号に定める時は退会したものとみなすことができる。

2 会員が後見又は補佐開始の審判を受けたとき。

3 会員が、法人にあっては解散又は個人にあっては破産宣告を受けたとき。

4 会員が年会費を納入せず、当該年度経過後において最初の督促後も会費を納入しないとき。

(除名)

第8条 会長は、会員が、次の各号の一つに該当する時は、総会において出席した正会員及び準会員の3分の2以上の議決を得て除名することが出来る。

(1) 本会の名誉を著しく毀損した場合

(2) 刑事事件において起訴された場合又は、本会が定める遵守事項に違反した場合

### 第3章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、正会員及び準会員によって構成される総会及び臨時総会並びに運営委員会とする。

(総会)

第10条 次に掲げる事項は、総会又は臨時総会の議決を経なければならない。

2 定款の変更

3 役員を選任及び解任

4 事業計画の策定及び収支予算の編成

5 決算の認定

6 会員の除名

7 その他会長が本会にとって重要と判断した事業の決定等

(総会開催)

第11条 定時総会は、毎年12月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 総会の定足数は、開催通知発送日における正会員および準会員数の過半数とし、議案の議決は、この定款に特別の規定がある場合を除き出席正会員およ

び準会員の過半数をもって決する。

(総会開催通知)

第12条 定時総会及び臨時総会は、会長が開催日より7日前に会員に通知する。また、総会議案は、提案権者は会長とし、急至を要する場合を除き運営委員会に諮ったうえで総会に提出する。

2 正会員および準会員は総会での審議を求める事項がある場合は、総会開催日の4日前までに会長に提案の趣旨及び議案の提案要望をまとめて提出することができる。

3 会長は、前項の申し出が会員からなされた場合、当該総会で議案とするかどうかを判断し提出した会員等に通知する。

(議事録)

第13条 総会の議事は、会長が議事録にまとめ議事録署名人の確認を経たうえで保存する。

2 議事録には、総会日時、場所、出席者、議案、審議概要、議決事項等を記載する。

(予算にかかる総会議決事項の専決)

第14条 総会議決事項の内、収入予算及び支出予算の科目間流用、重要事業の推進に当たって必要となる事前手続き等に関して、総会開催の暇が無い場合は、会長は運営委員会に諮って専決することができる。但し、直近の総会に経緯と結果について報告しなければならない。

## 第4章 役員

(役員)

第15条 協議会に正会員及び準会員の中から以下の役員を置く。但し、顧問については会員以外からの選任を妨げない。また、役員は、費用弁償を除き無報酬とする。

- 2 会長 1名
- 3 副会長 若干名
- 4 幹事長 1名
- 5 事務局長 1名
- 6 会計 1名
- 7 監査 2名
- 8 顧問 若干名

(役員任期)

第16条 前条の役員任期は2年とする。但し、協議会発足時の役員は、発足年度の次の年度にかかる決算を審議する定時総会までの任期とする。

- 2 年度途中において選任された役員任期は定時総会時に選任された他の役員任期の例による。
- 3 役員辞任又は任期満了後において役員が定員を欠く状態にある場合は、新たに選任された者が就任するまでの間は、現役員が、引き続きその職務を行う権利及び義務を有する。

(役員職務)

第17条 協議会の役員職務は次に定めるとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し協議会の事務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。な

お、

副会長が複数あるときの代理順位については会長があらかじめ定める。

- 4 幹事長は、会長を補佐し、会長の指示を受けて協議会の事務を統括する。
- 5 事務局長は、会長又は幹事長の指示を受けて協議会の事務を処理する。
- 6 会計は、事務局長の指示を受けて協議会の収支を処理する。
- 7 監査は、協議会の事務処理及び会計処理が適正か監査する。
- 8 顧問は、会長等に対して協議会運営に当たって専門的な助言等を行う。

(運営委員会)

第18条 協議会の重要な意思決定及び重要事業の執行等に関する企画調整機関として、第15条に定める役員で構成する運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 運営委員会において協議する事項は、原則として、定款変更に関する事項、総会に提出する議案、重要事業の進捗状況、新たな事業展開に関する事項、特別委員会等の設置運営、会員の入退会及び除名事案の審議等とする。

## 第5章 財務会計

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年11月1日から始まり、翌年10月31日に終わるものとする。

(収入)

第20条 協議会の収入は、次に掲げる年会費、寄付金、協賛金、広告料等及び補助金で構成する。

2 年会費は、正会員年1万円、準会員年5千円とし、賛助会員及び特別会員にかかる年会費は無料とする。

3 協賛金、広告料等については、その都度、種類毎に予算に計上する。

(支出)

第21条 協議会の支出は、科目毎に予算計上額を上限に、会長又は幹事長の文書決裁を経て支出する。

2 予算で定めた支出科目間の流用については、会長が運営委員会の審議を経て専決する。

(会計帳簿等)

第22条 協議会の収支に関する会計は、事務局長の指示を受けて会計が処理するが、収

支に関しては、年度毎に収支元帳及び証拠書類綴により、常に収支状況を整理しなければならない。

- 2 国、県及び市町村等からの補助事業に関しては、第1項に定める他、当該補助事業毎に収支元帳及び証拠書類綴を作成することとする。
- 3 前2項に定める帳簿、証票及び預金等残高は常に事務局長と会計担当で管理する。

(監査)

第23条 定期総会前までに監査による会計監査を実施する。監査結果については、総会に報告する。

## 第6章 その他

第24条 本定款に定める事項以外の協議会運営に必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

## 第7章 附 則

第1条 本規約は、令和2年11月22日から施行する。

## 会員の皆さんへの協議会発足通知文に挿入する発足経緯の説明文案

今回の協議会発足にあたりましては、本来であれば、設立総会を開催し、以下の議案を御審議頂き、総会決議に基づいて発足するのが正規の手続きと認識しておりますが、ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の傾向が再び強まっている現状に鑑み、発起人関係者等で協議した結果、非法人としてのスタートでもあり、異例ではありますものの以下の対応によりことで設立総会に替えることを皆様に、ご了解頂ければ、書面により合意を得たという形で設立させて頂きたいと考えております。

なお、本来であれば、総会の議案審議の中で修正などの必要がある個所もあるかと存じますが、まずは発足を優先し、内外にブライダル業界が置かれている厳しい現状と、行政も含めて斯界の振興を図ることが、少子化対策、地域経済振興そして雇用の確保、儀礼文化の振興など多方面に亘る真の振興策であるという情報発信に出来る限り早期に着手させて頂くことが重要と考えておりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

そのうえで、必要な修正などは、御意見を賜りながら逐次協議検討を重ねてまいります。また、当面の事業推進に関しては、運営委員会を中心に協議してまいりますので重ねてよろしくお願い申し上げます。

令和2年11月22日付で発足する協議会にかかる定款案、役員候補案、事業計画案、予

算案及び当面する事業等については以下のとおりです。

- (1) 規約案 {別添1}
- (2) 役員候補案 {別添2}
- (3) 令和2年度事業計画案 {別添3}
- (4) 令和2年度収支予算案 {別添4}
- (5) 設立時の会員名簿 {別添5}

おって、特段のご意見がございましたら事務局にご連絡をお願い申し上げます。